平成２２年（フ）第４０５号
和歌山県岩出市吉田252番地の４
債務者　川田　智子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４０６号
和歌山市汐見町１丁目７番地の１
債務者　藤田　　透
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４０７号
和歌山県有田市野160番地１、住民票上の住所和歌山県有田市野199番地１
債務者　江川　千絵
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４０９号
和歌山市十三番丁30番地　酒直ビル411
債務者　泉　美喜子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８３８号
埼玉県新座市栗原６丁目11番11号　ブルーシャトー武蔵野ひばりヶ丘311号室、旧住所埼玉県川越市小仙波町１丁目11番地３
債務者　柴　　惠子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８６２号
埼玉県川口市芝１丁目42番32号　クレアメゾン201号
債務者　緒方　美敏
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９７１号
さいたま市北区宮原町４丁目137番地７　コトーイノウエ102号
債務者　深井　義雄
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１００２号
さいたま市北区植竹町２丁目69番地　植竹団地13―315
債務者　村田　勝広
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１２号
埼玉県加須市杓子木362番地３
債務者　原嶋　明美
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２３号
さいたま市南区内谷４丁目14番28号　カオルハイツⅡ201号室
債務者　高野　倫明
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２７号
埼玉県加須市騎西1271番地
債務者　瀬山　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２９号
埼玉県久喜市栗橋東６丁目23番17号
債務者　中野　　健
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
三重県北牟婁郡紀北町海山区上里529番地
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第１９８号
埼玉県久喜市吉羽１丁目７番地５　コーポ幸中棟202
債務者　藤川　秋子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７２号
埼玉県和光市白子１丁目14番１―107号　白子台ハイム
債務者　坂本　　悟
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７３号
埼玉県和光市白子１丁目14番１―107号　白子台ハイム
債務者　坂本喜代美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７５４号
さいたま市見沼区大字東門前210番地１　橋本ハウス２―B、旧住所さいたま市見沼区東大宮２丁目32番地22　ヤジマコーポ202
債務者　千田　展裕
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係